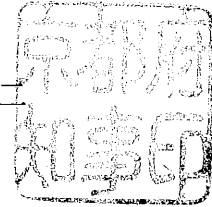


9 政 第 6 5 号
平成 2 9 年 6 月 5 日

公益財団法人 長岡京市体育協会
会 長 樋口 重明 様

京都府知事 山 田 啓 二



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項第 1 号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成 29 年 6 月 5 日 から 平成 34 年 6 月 4 日 まで